

現 場 説 明 書

業 務 名 ト チ ケ ド 沢 荒 廃 地 等 調 査 業 務

業 務 場 所 青 森 県 平 川 市 切 明
字 温 川 沢 国 有 林 1087 林 班 ほ 1 小 班 地 内

東 北 森 林 管 理 局
津 軽 森 林 管 理 署

1. 業務の概要について

(1) 目的

荒廃地調査（流木等危険木調査）
溪流内の流木や山腹斜面の風倒木等の危険木調査（立木調査）により流木の発生及び流出を推定する。崩壊や土石流等に伴って流下する可能性のある立木等を対象に流木量（材積、最大長等）を把握する。

(2) 法令等

土砂流出防備保安林

2. 業務内容

工種別数量内訳書及び設計図書のとおり。

3. 資料等

(1) 示方書、参考文献等

名称	編者・著者・発行所
治山技術基準	林野庁発行（社）日本治山治水協会
治山事業設計積算資料（参考資料）	東北森林管理 治山課
治山ダム・土留工断面表	財団法人 林業土木コンサルタンツ
森林土木法規集治山編	（株）林土連研究社

(2) 貸与資料

貸与資料名	部数	備考

(3) 示方書、参考文献等の取り扱い

上記に示す示方書、参考文献、貸与資料の取り扱い上の注意事項は下記のとおりである。

- 業務の実行に関しては、東北森林管理局治山課「治山技術基準」、「治山事業設計積算資料（参考資料）」、「治山ダム・土留工断面表」を優先して適用し、資材運搬路等については森林整備課「林道技術基準」、「林道規定」を適用する。
- 示方書、参考文献、貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や字句の解釈に疑義が生じた場合は事前に監督職員の指示を受けるものとする。
- 示方書、参考文献等は、業務時点の最新版を用い業務中に改定された場合は事前に監督職員の指示を受けるものとする。

- 4) 上記に示す貸与資料により作業し難い場合は、監督職員と事前に協議するものとする。
- 5) 上記に示す貸与資料は、業務終了後一括して速やかに返納しなければならない。
- 6) 木製構造物の設計に当たっては、「森林土木木製構造物施行マニュアル」を使用すること。

4. 業務の留意点

(1) 測量

保安林内であることから、測量の刈り払いは必要最小限にすること。

(2) 設計

施工上の注意点等を記載し、参考資料等がある場合は添付（カタログ・写等及び見積書等）すること。

(3) その他

調査地は、当年度工事の予定箇所であり、履行期限前であっても設計図書等の提出を要求することがある。そのことを留意し監督職員等と十分打合せの上、実施すること。

5. 打合せ協議

特記仕様書による。

6. 提出書類について

標準仕様書の様式とは、別添「業務事務様式」を参考とし、様式にないものについては、受注者において様式を定め提出するものとする。

7. 成果品

- (1) 成果品納入後といえども、誤り、不備が発見された場合は速やかに処理すること。
- (2) 成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めること。調査現場・特記仕様書に疑義が生じた場合は監督職員と協議すること。
- (3) 成果品の電子データについても提出するものとする。（ウイルスチェックを行うこと）

8. 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 代理店 青森銀行弘前支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「津軽森林管理署 歳入歳出外現金出納官 総括事務管理官 九島 紀義」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 代理店 青森銀行弘前支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「津軽森林管理署 政府保管有価証券 総括事務管理官 九島 紀義」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができるのは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第 195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、機

関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫
労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、水産業協
同組合若しくはその他の受入れを行う組合（以下「銀行」という。）又は公共工事の前
払金保証事業に関する法律（昭和27年法律（昭和27年法律第 184号）第 2条第 4項に規
定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

（イ） 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 佐藤 智一
」と記載するように申し込むこと。

（ウ） 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであ
ること。

（エ） 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が
記載されるように申し込むこと。

（オ） 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

（カ） 保証期間は、履行期間を含むものとする。

（キ） 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後 6か月以上確保されるものとする。

（ク） 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する
場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

（ケ） 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われ
た保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収
する。

（コ） 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完成後、契約担当官等から保証書
（保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等
に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

（ア） 公共工事履行保証証券とは、保証会社が保証金額を限度として責務の履行を保証する
証券である。

（イ） 公共工事履行保証証券宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長
佐藤 智一」と記載するように申し込むこと。

（ウ） 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が
記載されるように申し込むこと。

（エ） 保証金額は、請負代金額の10分の 1の金額以上とすること。

（オ） 保証期間は、履行期間を含むものとする。

（カ） 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約

担当官等の指示に従うこと。

- (キ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により公庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 責務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 佐藤 智一」と記載するように申し込むこと。

- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。

- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

- (ク) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により公庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約者の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

9. 前金払いについて

受注者は、約款第34条第1項の前払金の支払いについて、請負代金額300万円以上の場合にあつては請求することができるが、請負代金額300万円未満の場合にあつては請求できないものとする。なお、業務の内容が測量のみの場合にあつては請求代金額200万円と読み替えるものとする。

10. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行う

とともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工事に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。